

(平成24年6月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

戦時中、学徒動員でA社に勤務し、学徒動員が終わってからは、生徒が辞めてしまうと困るからと会社に頼まれてそのまま勤務していた。同じ高等小学校を卒業して引き続き勤務した同級生には厚生年金保険の記録があるのに、私の記録が無いことは納得がいかないのので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学徒動員でA社B工場に勤務し、学徒動員終了後引き続き同社に勤務していたと主張しているところ、当時の同僚は、「申立人を含め、十数人の同級生が学徒動員によりA社で働いていた。卒業後も引き続き同社と一緒に勤務しており、申立人が仕事内容や待遇面で異なる扱いを受けるような事情は記憶に無い。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が卒業したC国民学校高等科修了生名簿の「卒業後の状況」欄には、「A社」と記載されていることが確認できる上、同名簿に記載され、「A社」の記載が確認できる同級生全員については、申立人を除き、A社B工場に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、当時、同社においては、勤労働員学徒について、卒業（昭和20年3月31日）後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月

1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚（同性・同年齢の者）に係るA社B工場における昭和20年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年4月1日までの期間については、申立人は高等小学校に在学中であり、同級生の厚生年金保険の記録でも、A社B工場に係る被保険者記録は確認できず、申立人を除き、同級生全員が卒業後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間においては、同社が勤労働員学徒について、厚生年金保険に加入させない取扱いであったと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 679

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から同年 12 月 18 日まで
年金記録を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額が 20 万円とされていた。申立期間当時の給与は 42 万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 13 年 12 月 18 日）の後の同年 12 月 28 日付けで、同年 1 月 1 日に遡って 20 万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は平成 11 年 7 月 7 日に取締役重任し、辞任日は確認できないものの、申立人が同社を離職した日は、雇用保険受給資格者証から 13 年 12 月 11 日、厚生年金保険被保険者資格を喪失した日は、オンライン記録から同年 12 月 18 日とそれぞれ確認でき、いずれも当該訂正処理が行われた同年 12 月 28 日より前である。

さらに、元事業主は、「申立人は、担当部署が異なるため、厚生年金保険の事務には関与していなかった。」と回答している上、元同僚は、「経理や厚生年金保険の事務は社長の身内の役員が担当していたので、申立人には厚生年金保険関係の権限はなかったと思う。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要と認められる。

山梨厚生年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和33年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年6月25日から同年7月1日まで

私は、昭和32年にA社に入社した。申立期間は、辞令に従い転勤をしたもので、欠勤あるいは一時退職などしたことはない。継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の申述及び申立人の申立期間前後の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年7月1日に同社C工場から同社D本店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和33年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。